

消費者問題に関する法律

～契約のトラブルを中心に～



講師 神戸学院大学 法学部

准教授 笹川 明道 氏

消費者（一般の個人）は、事業者と比べて、商品・サービスについての知識や、商談の際の交渉力が劣ることが多いため、不要な物を買わされたり、不利な内容の契約を結ばされるなどの問題が起こりがちです。本講では、契約についてのトラブルを主に取り上げ、消費者の権利を守るための制度（たとえば、「消費者契約法」の定める契約無効・契約取消しや、「特定商取引法」の定めるクーリング・オフなど）についてみていきます。

日 時 平成25年7月11日（木）午後2時～4時

場 所 明石市立産業交流センター 4階研修室1
（JR大久保駅 徒歩2分）

定 員 50人（先着順） ※定員になり次第締め切ります。

申込先等 一般財団法人明石市産業振興財団

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

TEL：(078)936-7917 FAX：(078)936-7916

（FAXがない場合は、お電話で受け付けます）

特に参加証の発行等はいたしません。

参加に関して連絡事項がある場合や定員を超えてお断りする場合のみご連絡をいたします。

共 催 神戸学院大学・一般財団法人明石市産業振興財団

★財団HPからもお申込み頂けます ⇒ <http://aicc.or.jp>



.....キリ

明石市産業振興財団 宛 （FAX：(078)936-7916）

7・11 神戸学院大学公開セミナー受講申込書

住 所 _____ 電 話 _____

氏 名 _____ F A X _____

事業所名 _____